**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道名寄市風連町南町九九番地、最後の住所北海道名寄市風連町西町七八番地五九　被相続人　亡　山田　勝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

北海道名寄市西四条南九丁目大野ビル一階　名寄ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人　押田　朋大

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県那須郡那珂川町白久七八九番地、最後の住所栃木県那須烏山市三箇一八三番地一ユニット型愛和苑　被相続人　亡　阿久津勝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

栃木県大田原市本町一丁目二番四号星ビル一Ｆ　木野総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木野　直

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県和歌山市紀三井寺六八一番地、最後の住所埼玉県比企郡吉見町大字本沢三五番地五　被相続人　亡　中本　博統

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

埼玉県熊谷市本町二丁目七六番地一　ＬＢビル六階　保岡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　保岡　哲也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市南区赤坪町一七三番地、最後の住所名古屋市南区赤坪町一七三番地ファミリアーレ赤坪公園八〇六号　被相続人　亡　佐上　米一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

名古屋市名東区明が丘一二三番地一ふぉーとれす藤ヶ丘三〇一号室浅野豪法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅野　豪

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県知多市つつじが丘二丁目二番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　花井　敏博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

愛知県東海市大田町後田九五番地一Ｉ．Ｐ．Ｓ．大村四階　相続財産管理人　弁護士　早川雄一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市千種区光が丘一丁目三番、最後の住所名古屋市千種区光が丘一丁目三番三八号ライオンズマンション光ケ丘第二　七〇四号　被相続人　亡　上田　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

名古屋市西区菊井二丁目四番五号　田嶋・水谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　水谷　博之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県郡山市朝日二丁目一七番、最後の住所滋賀県守山市勝部一丁目一九番二一―八〇六号　被相続人　亡　富田マサノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

事務所滋賀県草津市西大路町四―三二エストピアプラザ一階草津駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中井　陽一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市北区黒崎町一八番地、最後の住所大阪市北区黒崎町六番二一号　被相続人　亡　土井　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

大阪府大阪市北区南森町一―三―二七南森町丸井ビル四階　相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府和泉市和気町三一二番地、最後の住所大阪市西成区橘一丁目三番九号　アメックスカジタニ五〇三　被相続人　亡　堀本　芳信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

事務所岡山県高梁市鉄砲町五三番地の一　司法書士林忠治事務所　相続財産管理人　林　忠治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県庄原市高町一八四五番地、最後の住所広島県庄原市高町一八四五番地　被相続人　亡　大前　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

事務所　広島県庄原市西本町四丁目二〇番一七号　バルナシュＢ二階　相続財産管理人　司法書士　飯田　一生

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県杵島郡大町町大字福母四二一番地一、最後の住所佐賀県杵島郡大町町大字福母二二〇九番地一二　被相続人　亡　山本　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

事務所熊本県八代郡氷川町今一八七番地二　相続財産管理人　川口　邦則

**債権申出の公告（第一回）**

当基金は平成二十七年十一月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十七年十二月十七日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目一一番一号　東京税理士厚生年金基金　代表清算人　岡田光一郎

**債権申出の公告（第一回）**

当厚生年金基金は、平成二十七年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十七日

名古屋市中区大須二丁目二番一号　中部文紙事務器厚生年金基金　清算人　舟橋　正剛

## 第57期決算公告

平成27年11月27日　三重県桑名市大字蛎塚新田328番地

㈱水谷建設株式會社

管財人　天野　勝介

**貸借対照表の要旨**（平成27年8月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 12,991 | 流動負債 | 5,735 |
| 固定資産 | 3,824 | 固定負債 | 3,246 |
| | | 株主資本 | 7,746 |
| | | 資本金 | 54 |
| | | 資本剰余金 | 303 |
| | | 資本準備金 | 157 |
| | | その他資本剰余金 | 145 |
| | | 利益剰余金 | 7,389 |
| | | 利益準備金 | 12 |
| | | その他利益剰余金 | 7,377 |
| | | （うち当期純利益） | (1,419) |
| | | 評価・換算差額等 | 87 |
| | | 有価証券評価差額金 | 87 |
| 資産合計 | 16,815 | 負債・純資産合計 | 16,815 |